

名古屋市告示第627号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和7年12月26日

名古屋市長 広沢一郎

1 医科

医療機関名	所在地	休止年月日
みどり呼吸器ウェルネスクリニック	名古屋市緑区砂田一丁目1102番地	令和7年11月1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課